

住宅省エネルギー性能証明 料金表

令和5年1月5日改定
株式会社 技研

・他の制度と同時検査を行えない現場検査には出張費が発生します。

一戸建ての住宅(新築住宅)

単位:円(税込)

①ZEH水準省エネ住宅 ②省エネ基準適合住宅	単独申請	99,000
	併願申請 ^{※1}	66,000
	他制度との同時申請 ^{※2}	44,000
	断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の確認に評価書等を活用する場合 ^{※3}	66,000

単位:円(税込)

住宅省エネルギー性能証明変更申請	11,000
------------------	--------

※1 当社で建築確認の現場検査を同時に実施できる場合

※2 当社へ他制度(性能評価、長期優良、低炭素、フラット35S)の省エネ基準を満足する申請がされている場合

※3 他機関で交付された評価書等により図面審査と現場審査が省略できる場合

上記表に該当しない場合は、別途お問い合わせ下さい。

注1 再検査が発生した場合は22,000円(税込)／件がかかります。

注2 再発行が必要な場合は2,200円(税込)／戸がかかります。

【適合審査料金の徴収方法及び徴収時期】

1.徴収方法

手数料の支払いは、現金、銀行振込、又はクレジットカードによるものとする。

(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座とする)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込みとする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。

但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。

また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

3.出張費

建設地によっては、エリア毎に旅費交通費を加算するものとする。(金額は住宅性能評価料金による)

4.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。

1)年間の申請件数が一定数を超える場合

2)当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

5.取り下げ際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取下げ届を提出すること。

手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)